

西宮協立訪問看護センター 運営規程

(趣旨)

この規程は、社会医療法人甲友会（以下「事業者」という）が開設する指定訪問看護事業（以下「事業」という）の運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法、高齢者医療確保法、健康保険法の基本理念に基づき、在宅療養の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅療養を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、他の保険、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

2 この事業は、その目的を常に明確にするとともに、その目的達成のために、職員の熱意と資質を向上させるよう努めるものとする。

(名称等)

第3条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称：西宮協立訪問看護センター
- (2) 所在地：兵庫県西宮市今津山中町 6-32
- (3) 出張所名称：西宮協立訪問看護センターサテライト（以下「サテライト」）
- (4) サテライト所在地：兵庫県西宮市今津山中町 11-1

(職員の職種、員数)

第4条 この指定訪問看護センター（以下「センター」という）に次の職員を置く。

- (1) 管理者
- (2) 保健師、看護師 2.5名以上（常勤換算）
- (3) 事務員
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士

(6) 言語聴覚士

2 (3) (4) (5) (6) の員数については、実状に応じた適当数、前項の員数については事業の業務量に応じ、適切な員数を確保する様に努める。

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者は、センターの業務を統括し、執行する。
- (2) 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は管理者の命を受けて訪問看護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 このセンターの営業日及び営業時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から翌年1月3日までの間は営業を行わないものとする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がセンターに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、センターから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め、対応する。

(訪問看護の内容)

第8条 指定訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排せつ等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症利用者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は指定訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止について)

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (6) 虐待防止ならびに身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備する。
- (7) 利用者の人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の委員会を設置する。

(事業継続に向けた取り組み)

第11条 事業者は、感染症や自然災害等の発生時において、利用者に対する指定訪問看護事業の提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第12条 事業者は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。また、事業所の設備及

び備品等について、衛生的な管理と確保に努める。

尚、感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね毎月1回開催し、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。さらに、事業継続計画の一環として、感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施する。

(介護・医療情報の活用)

第13条 事業者は、質の高い訪問看護を実施するため、利用者の同意の上、オンライン資格確認や医療DX推進の体制に関する事項及び電子的データ等から取得する情報を活用する。

(利用料)

第14条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。その他の利用者は健康保険法に規定された金額を徴収する。

2 指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 利用者の申し出により、次の訪問看護を提供した場合は、次の額を徴収する。

(1) 営業時間内で1時間半を越える訪問看護延長料(長時間加算算定対象外の場合):
30分ごとに1,000円

(2) 営業時間外で1時間半を超える訪問看護延長料(長時間加算算定対象外の場合)

(ア) 午後5時から午後10時までと午前7時から午前9時までは30分ごとに1,500円

(イ) 午後10時以降午前7時までは30分ごとに2,000円

(ウ) 営業日外の土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から翌年1月3日の訪問看護延長料全日:30分ごとに5,000円

(エ) 12月30日から翌年1月3日の期間における訪問看護加算費用(24時間緊急対応訪問時は除く。介護保険利用者以外):30分ごとに5,000円

(オ) (エ)以外の営業日外の土日、国民の祝日に関する法律に規定する休日における訪問看護加算費用(24時間緊急対応訪問時は除く。介護保険利用者以外):30分ごとに1,000円

(3) 次項の定める通常事業の実施地域を越えてから要した交通費の実額。

(4) 当事業所の通常事業の実施地域は、西宮市(山口・塩瀬地区除く)、芦屋市とする。

- (5) 利用者（基本利用料を除く）交通費について、支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額または免除することができる。

（備付帳簿）

第15条 センターは、次の帳簿類を備えなければならない。尚、帳簿類はサテライトも一体的に管理する。

- (1) 管理に関する記録
 - ア. 業務日誌
 - イ. 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録
 - ウ. 月間及び年間の事業計画票及び事業実施状況表
- (2) 関係各課との連絡調整に関する記録
- (3) 訪問看護に関する記録
 - ア. 指示書、計画書及び記録・報告書
 - イ. 情報提供書
- (4) 会計経理に関する記録
 - ア. 収支予算、決算に関する書類
 - イ. 金銭の出納に関する帳簿
 - ウ. 収入・支出に関する帳簿
 - エ. 資産に関する台帳
 - オ. 利用者に関する書類
- (5) 設備及び備品に関する記録

（その他運営についての留意事項）

第16条 センターは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。退職後においても同様とする。そのためこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

（その他）

第17条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

平成 15 年	3 月 10 日	改定
平成 16 年	4 月 1 日	改定
平成 16 年	7 月 1 日	改定
平成 26 年	8 月 1 日	改定
平成 31 年	1 月 1 日	改定
令和 2 年	2 月 1 日	改定
令和 2 年	6 月 1 日	改定
令和 3 年	4 月 1 日	改定
令和 4 年	4 月 1 日	改定
令和 5 年	2 月 1 日	改定
令和 6 年	6 月 1 日	改訂